

県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書（平成30年9月）について

「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」及び「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、県の出資割合が4分の1以上の主要出資法人と出資割合が4分の1未満であるが県が筆頭出資者である団体、いわゆる筆頭出資団体が、自己評価を行い、県が審査及び評価を実施した結果を、報告書として取りまとめました。

今回評価の提出があった法人は、主要出資法人26団体、筆頭出資団体6団体の合わせて32団体です。

出資法人による自己評価は、「目的」「経営計画」「事業」「経営状況」の4部門について、「A」～「D」*の4段階で評価を実施しており、その概要及び県の対応については、以下のとおりです。

- * A (90%～100%) : 良好な事象や傾向が見られる
- B (60%～ 89%) : やや良好な事象や傾向が見られる
- C (30%～ 59%) : 改善を要する
- D (0%～ 29%) : 大いに改善を要する

1 団体自己評価結果

(1) 「目的」（団体の存在意義）について

「C」評価以下の団体はありません。

(2) 「経営計画」（中長期的な視点での運営）について

「C」評価以下の団体はありません。

(3) 「事業」（事業執行や体制についての評価・改善）について

「C」評価以下の団体はありません。

(4) 「経営状況」（財政基盤の健全性）について

「C」評価以下の団体はありません。

2 今後の対応について

県では、引き続き、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」及び「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、各団体への助言等を的確に行うとともに、当評価の着実な実施を通じて、団体の自律的かつ透明性の高い経営を促進していきます。